

2025年1月8日変更認可

定 款

社会福祉法人 賛育会

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、キリスト教の趣旨に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 無料又は低額な料金で診療する事業の経営
- (ロ) 無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用する事業の経営
- (ハ) 無料又は低額な費用で介護医療院を利用する事業の経営
- (二) 老人デイサービスセンターの経営
- (ホ) 老人介護支援センターの経営
- (ヘ) 老人デイサービス事業の経営
- (ト) 老人短期入所事業の経営
- (チ) 老人短期入所施設の経営
- (リ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ヌ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (レ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヲ) 保育所の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人賛育会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都墨田区に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・

解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
 - 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、一人あたりの各年度の総額が5万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事、並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第11条 評議員会は、定期評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、理事長以外の理事のうち1名を常務理事とする。
- 3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、理事長を補佐して会務を統括する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 挿欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができます。
 - 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができます。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意によ

り、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会出席した理事長及び監事が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類について

は、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業
- (2) 介護職員初任者研修事業
- (3) 高齢者集合住宅管理人業務事業
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 地域包括支援センターの経営
- (6) 巡回型ホームヘルプサービス事業
- (7) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅運営事業
- (8) サービス付き高齢者向け住宅事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人賛育会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理 事	藤田 逸男
理 事	河田 茂
理 事	丹羽 昇
理 事	片山 哲
理 事	星島 二郎
理 事	大槻 菊男
理 事	林 忠美
理 事	石川 正臣
理 事	藤本 武平二
監 事	岩住 良治
監 事	福場 吉夫

改正

1952年	5月 17日	認可	
1957年	7月 30日	一部変更	
1958年	8月 28日	一部変更	
1964年	9月 8日	一部変更	
1965年	10月 30日	一部変更	
1967年	12月 20日	一部変更	
1968年	9月 26日	一部変更	
1969年	9月 9日	一部変更	
1970年	3月 17日	一部変更	
1973年	7月 3日	一部変更 厚社613	東海清風園の設置経営
1975年	4月 21日	一部変更 厚社360	
1980年	2月 16日	一部変更 厚社230	
1985年	5月 7日	一部変更 厚社437	京清創設、賛病病棟、豊病建替、 清・東清リハビリ室他
1985年	8月 13日	一部変更 福指	東海清風園倉庫増築
1985年	12月 4日	一部変更 厚社919	東海病院事業転換（事業目的）
1986年	2月 6日	一部変更 福指	豊野清風園基本財産繰入届
1986年	7月 10日	一部変更 厚社664	組織役員条項の変更
1988年	9月 19日	一部変更 厚社415	準則改正および清風園浴室棟増築
1988年	12月 6日	一部変更 福指573	豊野病院浴室棟増築
1990年	4月 10日	一部変更 福指844	豊野清風園倉庫増築
1991年	2月 18日	一部変更 厚社52	基本財産処分（豊病）
1991年	7月 25日	一部変更 福指149	東海清風園増床（ショートステイ）
1993年	8月 27日	一部変更 厚社294	東海診療所病棟処分
1993年	10月 13日	一部変更 厚社304	目的条項変更他
1998年	1月 23日	一部変更 厚社162	目的条項変更他
2000年	3月 22日	一部変更 厚生労働省発社援第87	目的条項変更他
2000年	6月 19日	一部変更 厚生労働省発社援第227	目的条項変更他
2001年	3月 29日	一部変更 厚生労働省発社援第134号	目的条項変更他
2003年	6月 3日	一部変更 厚生労働省発社援第0603002号	目的条項変更他
2004年	6月 30日	一部変更 厚生労働省発社援第0630005号	目的条項変更他
2006年	12月 21日	一部変更 厚生労働省発社援第1221001号	目的条項変更他
2008年	10月 17日	一部変更 厚生労働省発社援第1017003号	目的条項変更他
2012年	7月 31日	一部変更 関厚発0731第66号	目的条項変更他
2013年	9月 19日	一部変更 関厚発0919第28号	目的条項変更他
2014年	9月 10日	一部変更 関厚発0910第67号	目的条項変更他
2016年	8月 25日	一部変更 28福保指指第482号	所轄庁変更
2017年	1月 6日	一部変更 28福保指指第914号	改正社会福祉法対応変更
2018年	2月 8日	一部変更 29福保指指第898号	事業追加（サ高住） 基本財産追加（東あずま）
2019年	3月 4日	一部変更 30福保指指第967号	基本財産処分（東海診療所）
2019年	5月 31日	一部変更 31福保指指第156号	目的条項変更他
2019年	10月 25日	一部変更 31福保指指第559号	監事定数変更 基本財産追加（東海診療所）

2020年 4月17日 一部変更
2022年 4月15日 一部変更
2025年 1月 8日 一部変更

2福保指指第44号 公益事業名称変更
4福保指指第33号 基本財産処分（さんいくの家）
6福祉指指第485号 基本財産追加（贊育会病院）
「社会福祉法人の認可について」一部改正変更

第29条の別表： 基本財産

1. 土地 31 筆 35,905.48 (単位: m²)

所在	地番	地目	地積	用途
東京都墨田区太平3丁目	11番6	宅地	367.70	賛育会病院敷地
"	11番7	宅地	108.46	"
	2筆	計	476.16	
東京都墨田区太平3丁目	13番1	宅地	1,140.29	賛育会病院敷地
"	13番4	宅地	561.05	"
"	19番1	宅地	765.19	"
"	19番2	宅地	170.01	"
"	19番6	宅地	105.58	"
	5筆	計	2,742.12	
東京都墨田区太平三丁目	19番3	宅地	94.12	賛育会病院敷地
	1筆	計	94.12	
東京都墨田区東墨田2丁目	65番209	宅地	142.32	さんいくハイツ東墨田敷地
"	65番126	宅地	47.60	"
"	65番122	宅地	40.18	"
	3筆	計	230.10	
東京都墨田区立花4丁目	51番47	宅地	231.58	さんいくハイツ東あずま敷地
"	51番48	宅地	3.88	"
	2筆	計	235.46	
東京都町田市金井7丁目	1405番1	宅地	5,880.98	清風園敷地
	1筆	計	5,880.98	
長野県長野市豊野町豊野字沖	633番3	宅地	39.32	介護医療院とよの・賛育会クリニック・老健ゆたかの敷地
"	634番1	宅地	214.39	"
"	634番2	宅地	148.76	"
"	634番3	宅地	101.80	"
"	634番4	宅地	140.41	"
"	638番1	宅地	585.12	"
"	659番2	宅地	85.95	"
	7筆	計	1,315.75	
静岡県御前崎市池新田字寅前雨垂坪	4088番3	宅地	2421.83	東海清風園敷地
"	4088番5	宅地	297.89	"
"	4088番6	宅地	386.71	"
"	4094番	宅地	6,293.15	"
"	4101番1	宅地	1960.61	"
	5筆	計	11,360.19	
東京都町田市薬師台3丁目	270番1	宅地	7,181.67	第二清風園敷地
"	272番16	宅地	2,324.57	"
"	273番4	宅地	389.32	"
	3筆	計	9,895.56	
静岡県牧之原市西萩間字原丹房	695番6	宅地	3,655.29	相良清風園敷地
"	697番3	宅地	19.75	"
	2筆	計	3,675.04	

第29条の別表： 基本財産

2. 建物

14棟 60,546.00 (単位: m²)

所在地	構造	面積	用途
東京都墨田区立花1丁目 1番地33	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	12,476.51	老人ホーム 東京清風園 グループホーム さんいくの家あづま ケアハウス さんいくハイ立花
東京都墨田区太平3丁目 19番地1外所在	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺 地下1階付7階建	9,115.20	賛育会病院 入院棟・外来棟西館
東京都墨田区太平3丁目 19番地7外所在	鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付6階建	2,186.66	賛育会病院 外来棟東館
東京都墨田区太平三丁目 19番地3の3	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建	274.28	賛育会病院 玄関棟
東京都墨田区太平三丁目 11番地6の2	鉄骨造陸屋根 7階建	1,857.34	賛育会病院 事務棟
東京都墨田区東墨田2丁目 65番地209外所在	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	408.13	都市型軽費老人ホーム さんいくハイ東墨田
東京都墨田区立花4丁目 51番地47所在	鉄骨造陸屋根4階建	483.86	都市型軽費老人ホーム さんいくハイ東あづま
東京都町田市金井7丁目 1405番地1所在	鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付3階建	5,048.29	老人ホーム 清風園 丘の家 清風
長野県長野市豊野町 豊野字沖637番地外所在	鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺5階建	5,483.53	介護医療院とよの・賛育会クリニック 老人保健施設ゆたかの
長野県長野市豊野町 豊野字沖655番地5外所在	鉄筋コンクリート・鉄骨造3階建	4,318.04	老人ホーム 豊野清風園 ケアハウス りんごの里
静岡県御前崎市池新田字 寅前雨垂坪4090番地1	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	360.06	東海診療所
静岡県御前崎市池新田字 寅前雨垂坪4094番地外所在	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	8,382.45	老人ホーム 東海清風園
東京都町田市薬師台3丁目 270番地1所在	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	6,185.66	老人ホーム 第二清風園
静岡県牧之原市西萩間 字原丹房695番地6所在	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	3,965.99	老人ホーム 相良清風園